

米原市いじめ問題対策連絡協議会等条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 米原市いじめ問題対策連絡協議会（第2条～第7条）

第3章 米原市いじめ問題調査委員会（第8条～第12条）

第4章 米原市いじめ問題再調査委員会（第13条～第16条）

第5章 雑則（第17条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、米原市が設置する米原市いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 米原市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 米原市は、法第14条第1項の規定に基づき、米原市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1） いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関する施策の推進に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、いじめの防止等に関係する機関および団体の連携を図るために必要な事項

（組織）

第4条 協議会は、会長および委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 滋賀県彦根子ども家庭相談センター所長
- (2) 大津地方法務局長浜支局長
- (3) 米原警察署長
- (4) 副市長
- (5) 教育長
- (6) 市立小中学校長の代表者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、関係する機関または団体の代表者
(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 第3条に規定する所掌事務を円滑に推進するため、協議会に米原市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 教育長
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市の職員
- (4) 児童および生徒の保護者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

3 委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、専門委員会の会務を総理し、専門委員会を代表する。

5 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、専門委員会に属する者のうちから、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

第3章 米原市いじめ問題調査委員会

(設置)

第8条 米原市は、法第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき、米原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に米原市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第9条 調査委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市立小中学校におけるいじめの問題の現状把握、当事者間の調整等に関すること。
- (2) 法第24条の規定に基づく必要な調査および法第28条第1項の規定に基づく重大事態に係る事実関係の調査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止等のための対策を実効的に行うために必要な事項

(組織)

第10条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 調査委員会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 臨床心理士等子どもの発達、心理等についての専門的知識を有する者
- (2) 教育に関し識見を有する者
- (3) 弁護士
- (4) 医師
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員長)

第11条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員のうちから、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

(準用)

第12条 第5条および第6条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第6条中「協議会」とあるのは、「調査委員会」と、「会長」とあるのは、「委員長」と読み替えるものとする。

第4章 米原市いじめ問題再調査委員会

(設置)

第13条 米原市は、法第30条第2項の規定に基づき、米原市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第14条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法28条第1項の規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第15条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、医療または福祉に関する業務に従事する者、学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他市長が特に必要があると認める者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

(準用)

第16条 第5条、第6条および第11条の規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第6条中「協議会」とあるのは、「再調査委員会」と、「会長」とあるのは、「委員長」と、第11条中「調査委員会」とあるのは、「再調査委員会」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、協議会または調査委員会もしくは再調査委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

(調査委員会の会議の招集)

2 第10条第2項に規定する委嘱後初めて開かれる調査委員会の会議は、第12条の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(再調査委員会の会議の招集)

3 第15条第2項に規定する委嘱または任命後初めて開かれる再調査委員会の会議は、第16条の規定により読み替えて適用される第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。